

～自社の経営計画書を作成して設備投資してみませんか？～

平成30年度 犬山商工会議所

小規模事業者 設備投資等 補助金

- 自らの強みを活かした事業計画を策定するとともに、その計画に沿った設備投資等を実施して生産性の向上を図る小規模事業者に対し、補助金を交付する設備投資等補助金制度を実施します。
- 取り組みに対し30万円を上限に補助金（補助率：2／3）が出ます。
- 犬山市が策定した「導入促進基本計画」に合致する旨の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき導入する所定の設備等が含まれる場合は、当該上限額を50万円にまで拡大することとします。
- 応募要件に「創業者」を追加しました。創業（予定）者も利用可能です。
- 計画の作成や生産性の向上の実施に際し、商工会議所の指導・助言を受けられます。
- 本補助事業申請の有無、採択の可否にかかわらず、市内小規模事業者及び創業（予定）者が抱える様々な経営課題に対して各分野の専門家への相談を随時無料で受けられます。

1. 応募要件

- ①工場または事業所が犬山市内に立地する者。
- ②事業を1年以上継続して実施している者。ただし、創業者は、この限りではない。
- ③当該設備投資等事業について、犬山商工会議所の指導、助言を受けている者。
- ④医師、歯科医師、助産師、組合、一般社団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等でない者。
- ⑤常時使用する（短期、季節、短時間雇用を除く。）従業員数（会社等の役員、個人事業主及びその家族従業員を除く。）が20人（商業・サービス業（宿泊業を除く。）にあっては5人）以下である者。
- ⑥市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国保税）が未納でない者。
- ⑦本人、役員及び家族従業員等が、犬山商工会議所小規模事業者設備投資等補助事業実施要綱第20条第1項第6号の別表4に規定する「設備投資等補助金の交付を受ける者として不切」ではない者。

2. 補助の内容

- ・補助限度額 1事業につき30万円
補助対象経費に「先端設備等導入計画」に基づき導入する所定の設備等が含まれる場合は、当該上限額を50万円にまで拡大することとします。
- ・補助率 2／3以内
- ・対象設備（10万円以上の減価償却資産）
 - ①機械装置等購入経費（機械装置・工具器具・備品等）
 - ②外注費（店舗・工場・事務所等改装費や附属設備・構築物等）
 - ③車両運搬具購入経費（乗用自動車を除く）
 - ④ソフトウェア購入経費（事業の遂行に必要なソフトウェア）
 - ⑤「先端設備等導入計画」に基づき導入する設備等購入経費

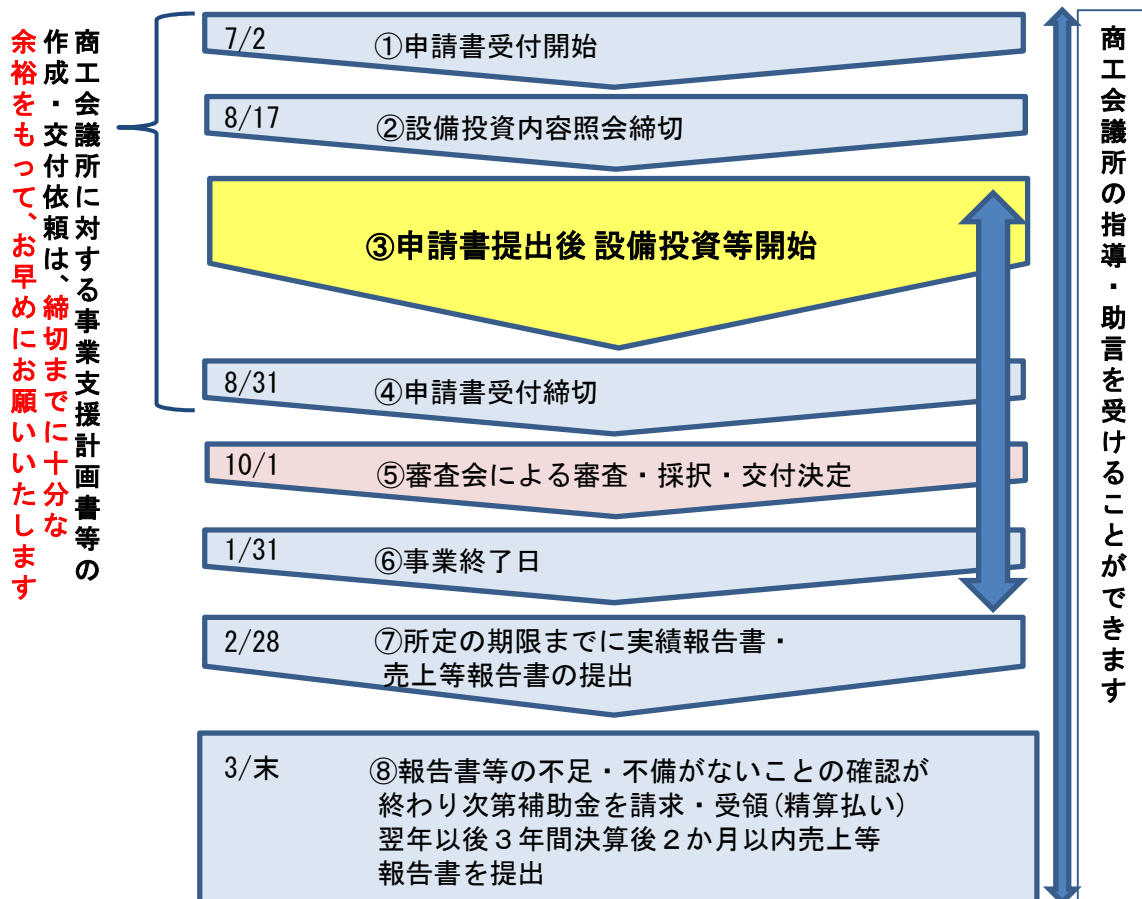
3. 補助の効果

- ・補助対象となる設備投資等の事業は、次に掲げるいずれかの効果が見込まれることが必要です。
 - ①付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）が3年間で5%以上の向上が見込まれること
 - ②売上高が、3年間で5%以上向上することが見込まれること
 - ③売上の減少率を3年間で5%以上抑止することが見込まれること
 - ④補助対象事業者が、「創業者」の場合にあっては、次の①②の要件の全てを満たす者。
 - ㉑. 当該創業計画書に掲げる事業目標を達成すること。
 - ㉒. 開業2年目の付加価値額又は売上が初年度実績に比し向上することが見込まれること。

4. 審査

申請のあったすべての事業について、審査を行い採否を決定します。

5. 申込から補助金が支払われるまでのスケジュール



6. 申請方法

①申請受付期間 平成30年7月2日(月)～8月31日(金) ※8月17日(金)までに、設備投資内容の照会をして下さい。

②申請書類

- (1) 申請書
- (2) 経営計画書
- (3) 補助対象事業計画書
- (4) 支援計画書 (犬山商工会議所の支援が必要。商工会議所担当者が作成)
- (5) その他書類
 - ア 導入する設備等に係る見積書及びカタログ(写し)
 - イ 店舗、工場、事務所の改装の場合には、その図面等(写し)
 - ウ 市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国保税)の未納額がないことの証明書
 - エ 直近3期分の貸借対照表及び損益計算書(写し)(法人事業者)
 - オ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(法人事業者・法人創業者)
(事業実施期間内に証明書の交付を受けた者は、交付を受けた後速やかに提出すること。)
 - カ 直近3期分の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書又は所得税青色申告決算書)(写し)
なお、収支内訳書がない場合は、直近3期分の貸借対照表及び損益計算書を作成し添付(個人事業者)
 - キ 開業届(税務署受付印のあるものの写し)(個人創業者)
(事業実施期間内に証明書の交付を受けた者は、交付を受けた後速やかに提出すること。)
 - ク 「特定創業支援事業」に係る支援を受けた旨の証明書(写し)(創業者)
(事業実施期間内に証明書の交付を受けた者は、交付を受けた後速やかに提出すること。)
 - ケ 創業計画書(創業者)
(様式は任意。開業時の必要な資金と調達方法及び、創業当初と軌道に乗った後の売上・売上原価(仕入高)・経費・利益の見通しは必須。)
 - コ 「先端設備等導入計画」の認定申請を行う者の場合、犬山市が交付した認定書(写し)

7. その他

この補助制度は、その他細かな要件があります。詳しくは犬山商工会議所HPをご覧ください、お問い合わせいただいたのち申請してください。